

令和5年度（2023年度） 歳末たすけあい募金運動

枚方市社会福祉協議会 地域福祉活動支援助成事業 実施要領

1. 目 的

歳末たすけあい募金配分金を活用して、校区福祉委員会が推進する地域福祉活動の強化を図ることを目的に本助成事業を実施する。

※今日、社会情勢の変化とともに、地域の福祉課題も複雑多岐なものとなっている。

特に近年のコロナ禍において、対面での地域福祉活動が大きく制限されたことで、活動者のノウハウが継承されにくく、担い手不足が深刻な課題となっている。また、令和5年5月8日からは新型コロナウイルス感染症の対策が大きく緩和されることから、本助成制度も助成対象の見直しを行う。

2. 助成対象及び助成事業内容

助成対象	助 成 事 業 内 容
校区福祉委員会	各校区福祉委員会が地域福祉活動へ住民の参加・協力を促進するために実施する活動 ①福祉人材育成に関する経費（管内・管外研修等） ②校区ふくしのまちづくり計画推進に関する経費

但し、以下に該当する事業は対象外とする

- ① 国や地方公共団体の補助金・助成金等を受けている事業
- ② 他の民間機関（財団）等から助成を受けた事業
- ③ 収益・営利目的の事業
- ④ 自助活動を主たる目的とする事業

※①②について、校区福祉活動助成金との併用はこの限りではありません。

3. 助成事業実施期間

令和5年（2023年）4月1日 ～ 令和6年（2024年）3月31日の間に行う事業

4. 助成額

助成額 上限 8万円

①福祉人材育成に関する経費 ②校区ふくしのまちづくり計画推進に関する経費	助成額 上限 8万円
---	---------------

※但し、校区コミュニティ活動補助金（校区福祉活動の対象事業として）を充当する活動を除く。

5. 助成申請・請求

所定の申請書と必要書類を下記へ提出する。

（１）申請書（様式１）

（２）請求書（様式２）

提出期限： 令和5年（2023年）5月12日（金）まで

※以降の提出に関してはご相談下さい。

6. 報 告

助成対象事業終了後、速やかに所定の報告書に領収書（原本）を添付して下記へ提出する。

※助成額より、決算額が少ない場合は、精算（返戻）とする。

※領収書（原本）の添付について、他の事業の分も入った領収書は、コピー可とするが、必ずその内訳金額を記載し会長の印を押印すること。

提出期限 令和6年（2024）4月15日（月）必着

7. 助成金の取り消し・返還

下記に該当する場合は、助成金の決定を取り消し、すでに助成金が交付されている場合は返還していただきます。

- ①助成金を申請の内容以外のものに使用したとき
- ②期限までに報告書が提出されなかったとき

8. その他

前年度助成団体で報告書が期限までに提出されていない団体については、本年度助成金の申請ができないものとします。

9. 書類提出及び問い合わせ先

社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会 総務課

〒573-1191 枚方市新町2丁目1-35（枚方市立総合福祉会館4階）

〔TEL〕072-844-2443

〔FAX〕072-807-5779

【提出書類】

	書 類 名	説 明
申 請 時	(1) 申請書 (2) 請求書 (3) 振込口座の通帳の写し	・ 指定書式（様式1） ・ 指定書式（様式2） ※前年度交付を受けた団体で、代表者・会計者名などが変更した場合は必ず提出して下さい。口座名義が変わっていない団体は、通帳の写しの提出は不要です。
報 告 時	(1) 報告書 (3) 領収書の原本 ※A4版にまとめること	・ 指定書式（様式3） 記述しきれない場合は、別に添付すること。 ※参考に、実施した事業がわかる資料（当日のプログラムや日程表、案内・チラシなど）を添付してください。 また、大型備品などは、使用風景がわかる写真を別のA4の紙に添付していただいてもかまいません <u>領収書の原本</u> を提出して下さい。 （原本の提出が難しい場合は、原本証明したものを提出して頂いても構いません。） 注意：例年、「報告書」の費用明細欄に貼って提出していただく例がありますが、別の用紙に貼り付けて提出してください。

※事業の実施に際して作成した印刷物、購入した物品には「歳末たすけ合い募金運動 助成金事業」と記載、若しくは表示（タグやネームラベルを貼るなど）をしてください。